

わたるまえ わすれずかくにん みぎひだり
～子どもと高齢者を交通事故から守ろう～

お子さんへの交通安全教育

幼児に対しては、心身の発達段階に応じて、道路の安全な通行方法などの基本的な交通ルールを遵守させ、交通マナーを実践させる態度を習得させること。

児童に対しては、歩行者と自転車の利用者として道路及び交通の状況に応じて自ら判断して安全に道路を通行できるための必要な技能と知識を習得させることを目標に、保護者の方や学校の先生方が深い愛情を持って、わかりやすく、**飛び出しをしない、道路を横断するときは、手をあげる等**、具体的に繰り返し指導していただくことが大切です。

車社会を歩き始めたばかりの子どもたちを安全に育てていくためには、他の道路利用者、特に、ドライバーの皆さんが、児童や幼児の特性を十分に理解し、思いやりのある運転を心掛けていただくことが大切です。

高齢者の交通事故防止

高齢者は、加齢に伴う身体の機能の変化により、個人差はあるものの、一般的に歩行が遅くなり、道路の横断に時間がかかるようになります。

困っている人がいれば手を貸したりして安全に横断できるようにしましょう。



駅西
たより
中村警察署
052-452-0110

こどもの交通安全教育の例

○横断の仕方

道路を横断するときは、横断歩道や信号機のある交差点を渡りましょう。

道路を横断するときは、車に対して渡る意思を明確にするために手を上げて渡りましょう。

○信号機のある場所で横断しようとするとき

信号機が赤色、黄色点滅のときは絶対に渡らない。青信号になってもすぐに渡らない。

○信号機のない場所で横断しようとするとき

必ず一度立ち止まり、左右をよく見ましょう。

こどもの特徴

こどもは、心身ともに未熟ですが、極めて活動的です。

さらに、年齢差、個人差はありますが、こども特有の心の動きがあります。

自分中心に考える傾向にあり、その結果、車や信号機を見落としがちになります。

衝動的な傾向もあり、考えや気持ちが衝動的で常に動こうとします。

模倣性が強く何でも真似ることが好きで、友達が飛び出すと真似をして後を追うこともあります。

これらの特徴を頭に入れ日々の運転を心がけましょう！

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



名古屋駅西交番



道に迷った、落とし物を拾った等、お気軽にご相談ください。

インストールしてね！
愛知県警察公式アプリ
アイチポリス
AICHI POLICE



iOS端末 Android端末
(iPhone等)

